

人材開発支援助成金

労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

制度内容及び支給額

特定訓練コース

< >は生産性の向上が認められる場合

以下の訓練を実施した事業主または事業主団体等へ助成。

- ①労働生産性向上訓練：生産性向上に資する訓練
- ②若年人材育成訓練：採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者へ実施する訓練
- ③熟練技能育成・承継訓練：熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練または認定職業訓練
- ④グローバル人材育成訓練：海外関連業務に従事する労働者の人材育成のための訓練
- ⑤特定分野認定実習併用職業訓練：建設業、製造業、情報通信業に関する認定実習併用職業訓練
(厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練)
- ⑥認定実習併用職業訓練：厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練
- ⑦中高年齢者雇用型訓練：中高年齢(45歳以上)新規雇用者等を対象としたOJT付き訓練

*事前に事業内職業能力開発計画の作成および職業能力開発推進者の選任を行うとともに、対象労働者に対して訓練を実施するための「年間職業能力開発計画」を作成し管轄の労働局に提出することが必要です。

主な支給内容

| 対象 | 助成対象 | 企業規模 | 支給額(※1) |
|-----------------------------|---------|--------|--------------------|
| ・中小企業 ・中小企業以外 ・事業主団体等 | 賃金助成 | 中小企業 | 1時間あたり760円<200円> |
| | | 中小企業以外 | 1時間あたり380円<100円> |
| | 経費助成 | 中小企業 | 実費相当額の45%(※2)<15%> |
| | | 中小企業以外 | 実費相当額の30%(※3)<15%> |
| | OJT実施助成 | 中小企業 | 1時間あたり665円<175円> |
| | | 中小企業以外 | 1時間あたり380円<100円> |

※1 < >の額については、訓練開始日の前年度から3年度後に生産性要件を満たした上で申請した場合に追加支給

※2 特定分野認定実習併用職業訓練の場合は60%

※3 特定分野認定実習併用職業訓練の場合は45%

○以下に該当する場合は経費助成率を30%→45%、45%→60%、60%→75%へ引き上げ(ただし複数該当する場合いずれか1つを選択)

・若者雇用促進法に基づく認定事業主(訓練計画提出時までに認定されている場合に限定します)

・セルフ・キャリアドック制度導入企業(訓練計画提出時までに就業規則または労働協約に制度を規定し労働基準監督署へ提出している必要があります)

○事業主団体等に対しては経費助成のみとなります。

| 一般訓練コース | | < >は生産性の向上が認められる場合 |
|---|------|--------------------|
| 職務に関連した知識・技能を習得させるため20時間以上の訓練を実施した事業主または事業主団体等へ助成。 | | |
| *事前に事業内職業能力開発計画を作成および職業能力開発推進者の選任を行うとともに、対象労働者に対して訓練を実施するための「年間職業能力開発計画」を作成し管轄の労働局に提出することが必要です。 | | |
| 主な支給内容 | | |
| 対象 | 助成対象 | 支給額 |
| ・中小企業 ・事業主団体等 | 賃金助成 | 1時間あたり380円<480円> |
| | 経費助成 | 実費相当額の30%<45%> |

○事業主団体等に対しては経費助成のみとなります。

| 教育訓練休暇付与コース | | < >は生産性の向上が認められる場合 |
|--|--------|---------------------|
| ①有給の教育訓練休暇制度を新たに導入し、労働者が当該休暇を取得した場合、もしくは ②有給又は無給の長期の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成。 | | |
| *労働組合などの意見を聴取し、事業内職業能力開発計画を作成し、雇用する被保険者に周知していること *職業能力開発推進者を選定していること などが必要です。 | | |
| 主な支給内容 | | |
| 対象 | 助成対象 | 支給額 |
| ・中小企業 | 制度導入助成 | ① 30万円<36万円> |
| ・中小企業 | 経費助成 | ② 20万円<24万円> |
| | 賃金助成 | ② 1人あたり6000円<7200円> |

| 特別育成訓練コース | | < >は生産性の向上が認められる場合 |
|---|--------|-------------------------|
| 有期契約労働者等に対して一般職業訓練、有期実習型訓練又は中小企業等担い手育成訓練を実施した事業主に対して助成。 | | |
| 主な支給内容 | | |
| Off-JT 賃金助成 | 中小企業 | 1時間あたり760円<960円> |
| | 中小企業以外 | 1時間あたり475円<600円> |
| Off-JT 経費助成 | 中小企業 | Off-JTの訓練時間数に応じた額を助成(※) |
| | 中小企業以外 | |
| OJT 実施助成 | 中小企業 | 1時間あたり760円<960円> |
| | 中小企業以外 | 1時間あたり665円<840円> |

※訓練時間数に応じて1人あたり次の額を限度

【一般職業訓練、有期実習型訓練】
 20時間以上100時間未満 10万円(中小企業以外7万円)
 100時間以上200時間未満 20万円(中小企業以外15万円)
 200時間以上 30万円(中小企業以外20万円)
 (有期実習型訓練修了後に正規雇用等に転換された場合)
 20時間以上100時間未満 15万円(中小企業以外10万円)
 100時間以上200時間未満 30万円(中小企業以外20万円)
 200時間以上 50万円(中小企業以外30万円)

建設労働者技能実習コース

< >は生産性の向上が認められる場合

建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、経費または賃金の一部を助成。

*事前に計画届の提出が必要です。

主な支給内容

| | | |
|------|--------------------------|-----------------------|
| 経費助成 | 20人以下の中小建設事業主 | 支給対象費用の3/4<9/10> |
| | 21人以上の中小建設事業主 (35歳未満) | 支給対象費用の7/10<17/20> |
| | 21人以上の中小建設事業主 (35歳以上) | 支給対象費用の9/20<3/5> |
| 賃金助成 | 20人以下の中小建設事業主 | 1人あたり日額7,600円<9,600円> |
| | 21人以上の中小建設事業主 | 1人あたり日額6,650円<8,400円> |

受給手続

本助成金を受給しようとする申請事業主は次の順に手続して下さい。

●特定訓練コース（特定分野認定実習併用職業訓練、認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練を除く）及び一般訓練コースの受給手続

1. 事業内職業能力開発計画の策定及び職業能力開発推進者の選任
事業内職業能力開発計画を基に事業主は訓練実施計画届及び年間職業能力開発計画を作成し、訓練開始日の前日から起算して1か月前までに必要な書類を添えて提出
2. 提出した訓練実施計画に沿った職業訓練等を実施し、訓練終了後2か月以内に「支給申請書」に必要な書類を添えて提出

●教育訓練休暇付与コース受給手続

1. 制度導入・適用計画の作成・提出
「制度導入・適用計画届」に必要な書類を添えて制度導入・適用計画期間の初日の前日から起算して6か月前から1か月前までに主たる事業所を管轄する労働局へ提出してください。
2. 制度導入及び周知
3. 制度導入・適用計画に従い、労働者へ教育訓練休暇を付与してください。また、支給申請には制度導入・適用計画期間内に被保険者が教育訓練休暇を活用し訓練を実施した実績が必要です。
4. 支給申請
事業主が支給申請する場合は、制度導入・適用期間終了日（制度導入日から3年）の翌日から起算して2か月以内（支給申請期間）に、支給申請書を主たる事業所を管轄する労働局に提出してください。

●特別訓練育成コース受給手続き

1. 訓練計画届の作成・提出

- ・ 訓練計画届を作成し、管轄労働局長の確認を受けます。
- ・ 訓練開始日から起算して1か月前までに、管轄労働局長に提出してください。

2. キャリア・コンサルティングの実施（有期実習型訓練）

- ・ 訓練受講者は「ジョブ・カード」を作成し、事業主が作成した訓練カリキュラム、訓練計画予定表に基づき、ジョブ・カード作成アドバイザー等による面接を受け、訓練の必要性の有無について確認を受けます。

※訓練対象者を雇用している場合（キャリアアップ型）は、ジョブ・カード作成アドバイザー等による面接を訓練計画届の提出前に受けます。

3. 訓練の実施

- ・ 訓練計画届の提出日から6か月以内に訓練を開始することが必要です。
- ・ 有期実習型訓練の場合は、訓練開始日の翌日から起算して1か月以内に、「訓練開始届」を管轄労働局長に提出する必要があります。
- ・ 訓練計画届の内容などを変更する場合は、「計画変更届」を提出する必要があります。

4. 訓練の終了・支給申請

- ・ 職業訓練計画実施期間の終了した日の翌日から2か月以内に支給申請書を管轄労働局へ提出してください。

●建設労働者技能実習コース受給手続き

1. 計画届の提出

計画届に必要な書類を添えて、技能実習を開始しようとする日の3か月前から原則1週間前の日までに、管轄労働局へ提出してください。

2. 支給申請

支給申請書に必要な書類を添えて、技能実習が終了した日の翌日から原則2か月以内に管轄労働局へ提出してください。

◎本助成金は、各コースにより対象となる事業主、対象労働者の要件があります。要件や手続き等の詳細については、助成金センターへお問い合わせください。